

平成17年度の労働福祉事業における成果目標について

○ 基本方針

労働福祉事業は、労働者災害補償保険法第二条の二及び第二十九条の規定に基づき労働者及びその遺族の福祉の増進を図るために被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保及び適正な労働条件の確保を図るための事業を行っている。

今般、労働福祉事業について、より一層の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じ成果目標を設定するとともに、年度終了後に実績を公表し、適正な評価を行った上で、事業の見直し等所要の措置を講ずることとする。

なお、評価に当たっては、単に目標の達成・不達成のみを機械的に評価するのではなく、社会情勢等の要因を考慮し、具体的に数値等で把握しにくい面も十分に勘案し、適正に行うこととする。

平成17年度から、以下の方針に基づき目標管理を行う。

- 1 目標の設定に当たっては、各事業の性格に応じ、より多くの事業を目標設定の対象にする。
- 2 原則として数量目標とし、出来る限り、具体的にどのような事業効果があったかという視点からの評価が行われ得る目標設定(アウトカム目標)とする。
- 3 年度終了後実績を基に適正な評価を行った上で、事業の見直しの措置を講ずるとともに、予算要求等に反映させ「目標設定→事業実施→評価→事業見直し」という目標管理の徹底を図る。
- 4 成果目標の設定及び実績については公表することとし、国民への的確な情報の提供による透明性の高い行政を目指す。